

議第 4 2 号

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

第 1 条 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 8 年呉市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型（規則第 6 条の 1 0 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援 B 型（同条第 2 号に規定する就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、<u>医療型児童発達支援（同条第 3 項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業</u>、放課後等デイサービス</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p>(3) 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 1 8 年厚生労働省令第 1 9 号。以下「規則」という。）第 6 条の 6 第 1 号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（同条第 2 号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援 A 型（規則第 6 条の 1 0 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援 B 型（同条第 2 号に規定する就労継続支援 B 型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、<u>放課後等デイサービス（同条第 3 項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業</u>、居宅訪問型児童発達</p>

(同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。)の事業, 居宅訪問型児童発達支援(同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

2 略

(療養介護の取扱方針)

第16条 略

2・3 略

(療養介護計画の作成等)

第17条 略

2 療養介護計画の作成に当たっては, 適切な方法により, 利用者について, その有する能力, その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い, 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3・4 略

5 サービス管理責任者は, 療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して

支援(同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。)の事業及び保育所等訪問支援(同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。)の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと(同法に規定する事業のみを行う場合を除く。)をいう。

2 略

(療養介護の取扱方針)

第16条 略

2 療養介護事業者は, 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう, 利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3・4 略

(療養介護計画の作成等)

第17条 略

2 療養介護計画の作成に当たっては, 適切な方法により, 利用者について, その有する能力, その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行うとともに, 利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ, 利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は, アセスメントに当たっては, 利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には, 適切に意思決定の支援を行うため, 当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

4・5 略

6 サービス管理責任者は, 療養介護計画の作成に係る会議(利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当

行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8・9 略

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第18条 略

（職員の配置の基準）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

7 サービス管理責任者は、第5項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

9・10 略

11 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第18条 略

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

（職員の配置の基準）

第39条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) ・ (2) 略

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から(ウ) までに掲げる利用者の平均障害支援区分（市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに掲げる数とする。

(ア) ～(ウ) 略

イ 略

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 略

(4) 略

2・3 略

4 第1項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 略

（職員の配置の基準）

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその

(1) ・ (2) 略

(3) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章から第5章までにおいて同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

ア 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(ア) から(ウ) までに掲げる利用者の平均障害支援区分（市長が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(ア) から(ウ) までに掲げる数とする。

(ア) ～(ウ) 略

イ 略

ウ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

エ 略

(4) 略

2・3 略

4 第1項第3号の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～8 略

（職員の配置の基準）

第52条 自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（機能訓練）事業所」という。）に置くべき職員及びその

員数は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる基準

ア 看護職員，理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 略

ウ 理学療法士又は作業療法士の数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，1以上とする。

エ 略

- (3) 略

2・3 略

4 第1項第2号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 略

（地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，第63条第1項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し，必要な調整を行わなければならない。

2 略

（準用）

第55条 第8条，第9条，第13から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条及び第44条の2から第49条ま

員数は、次のとおりとする。

- (1) 略
- (2) 看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員 次に掲げる基準

ア 看護職員，理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，常勤換算方法で，利用者の数を6で除した数以上とする。

イ 略

ウ 理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士の数は，自立訓練（機能訓練）事業所ごとに，1以上とする。

エ 略

- (3) 略

2・3 略

4 第1項第2号の理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士を確保することが困難な場合には，これらの者に代えて，日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5～9 略

（地域生活への移行のための支援）

第54条 自立訓練（機能訓練）事業者は，利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，第61条の2に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し，必要な調整を行わなければならない。

2 略

（準用）

第55条 第8条，第9条，第13から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条及び第44条の2から第49条ま

での規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第60条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の2から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中

での規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第55条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第55条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第55条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第55条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第55条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第55条において準用する前条」と読み替えるものとする。

（準用）

第60条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第40条，第41条，第44条の2から第49条まで，第53条及び第54条の規定は，自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において，第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第60条において準用する第17条第1項」と，「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と，同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第60条において準用する第28条第2項」と，同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第60条において準用する第30条第2項」と，同項第4号中

「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第61条 略

（職員の配置の基準）

第63条 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) ～(4) 略

2～6 略

（準用）

第69条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第38条まで，第40条，第41条，第43条，第44条，第45条から第49条まで及び第53条の規定

「第32条第2項」とあるのは「第60条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第60条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第60条において準用する前条」と、第40条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

（基本方針）

第61条 略

（規模）

第61条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第63条 就労移行支援事業所に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) ～(4) 略

2～6 略

（準用）

第69条 第8条，第9条，第13条から第19条まで，第24条から第26条まで，第28条から第32条の2まで，第34条から第36条まで，第38条，第40条，第41条，第43条，第44条，第45条から第49条まで及び第5

は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第37条ただし書及び第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利

3条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第69条において準用する第17条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第69条において準用する第28条第2項」と、同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第69条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第69条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第69条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第9項中「6月」とあるのは「3月」と、第18条中「前条」とあるのは「第69条において準用する前条」と、第40条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする

（規模に関する特例）

第88条 多機能型による生活介護事業所（以下「多機能型生活介護事業所」という。）、自立訓練（機能訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（機能訓練）事業所」という。）、自立訓練（生活訓練）事業所（以下「多機能型自立訓練（生活訓練）事業所」という。）、就労移行支援事業所（以下「多機能型就労移行支援事業所」という。）、就労継続支援A型事業所（以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。）及び就労継続支援B型事業所（以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利

<p>用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業，<u>指定医療型児童発達支援（指定通所支援基準第55条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業</u>又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ，当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>用定員（多機能型による指定児童発達支援（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）の事業又は指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）の事業（以下「多機能型児童発達支援事業等」という。）を一体的に行う場合にあつては，当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし，宿泊型自立訓練の利用定員を除く。）の合計が20人以上である場合は，当該多機能型事業所の利用定員を，次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ，当該各号に掲げる人数とすることができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～4 略</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

第2条 呉市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に，下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p>第6章～第10章 略</p> <p>付則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行う者に限る。）は，利用者の意</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第5章 略</p> <p><u>第5章の2 就労選択支援（第60条の2～第60条の8）</u></p> <p>第6章～第10章 略</p> <p>付則</p> <p>（障害福祉サービス事業者の一般原則）</p> <p>第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から<u>第5章まで及び第6章から第8章まで</u>に掲げる事業を行う者に</p>

向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切に，かつ，効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

（準用）

第60条 略

限る。）は，利用者の意向，適性，障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し，これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに，その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切に，かつ，効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2・3 略

（準用）

第60条 略

第5章の2 就労選択支援

（基本方針）

第60条の2 就労選択支援の事業は，利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう，規則第6条の7の2に規定する者につき，短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて，就労に関する適性，知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い，又はこれに併せて，当該評価及び当該整理の結果に基づき，規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

（規模）

第60条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は，10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（職員の配置の基準）

第60条の4 就労選択支援事業所に置くべき職員及びその員数は，次のとおりとする。

(1) 管理者 1

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提

供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 就労選択支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

2 前項第2号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第1号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労選択支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労選択支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労選択支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

4 第1項第2号の就労選択支援員は、専ら当該就労選択支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(実施主体)

第60条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(評価及び整理の実施)

第60条の6 就労選択支援事業者は、短期間の生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに規則第6条の7の3に規定する事項の整理(以下この節において「アセスメント」という。)を行うものとする。

2 障害者就業・生活支援センターその他の機関がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をも

って、アセスメントの実施に代えることができる。この場合において、就労選択支援事業者は、次項の規定による会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、当該障害者就業・生活支援センターその他の機関に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができる。

3 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

4 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及び指定特定相談支援事業者等に提供しなければならない。

（関係機関との連絡調整等の実施）

第60条の7 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならない。

2 就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならない。

（準用）

第60条の8 第8条、第9条（第2項第1号を除く。）、第13条から第16条まで、第19条、第24条から第26条

まで、第28条から第32条の2まで、
第34条から第36条まで、第38条、
第41条、第43条、第44条及び第4
5条から第49条までの規定は、就労選
択支援の事業について準用する。この場
合において、第9条第2項第2号中「第
28条第2項」とあるのは「第60条の
8において準用する第28条第2項」
と、同項第3号中「第30条第2項」と
あるのは「第60条の8において準用す
る第30条第2項」と、同項第4号中
「第32条第2項」とあるのは「第60
条の8において準用する第32条第2
項」と、第16条第1項中「次条第1項
に規定する療養介護計画に基づき、利用
者の心身の状況等に応じて」とあるのは
「利用者の心身の状況等に応じて」と読
み替えるものとする。

(就職状況の報告)

第68条 略

(就労選択支援に関する情報提供)

第68条の2 就労移行支援事業者は、利
用者に対し、指定計画相談支援を行う者
と連携し、定期的に就労選択支援に関す
る情報提供を行うものとする。

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から
第19条まで、第24条から第26条ま
で、第28条から第32条の2まで、第
34条、第41条、第45条から第49
条まで、第53条及び第68条の2の規
定は、就労継続支援A型の事業について
準用する。この場合において、第9条第
2項第1号中「第17条第1項」とある
のは「第84条において準用する第17
条第1項」と、「療養介護計画」とある
のは「就労継続支援A型計画」と、同項
第2号中「第28条第2項」とあるのは
「第84条において準用する第28条第
2項」と、同項第3号中「第30条第2

(就職状況の報告)

第68条 略

(準用)

第84条 第8条、第9条、第13条から
第19条まで、第24条から第26条ま
で、第28条から第32条の2まで、第
34条、第41条、第45条から第49
条まで及び第53条の規定は、就労継続
支援A型の事業について準用する。この
場合において、第9条第2項第1号中
「第17条第1項」とあるのは「第84
条において準用する第17条第1項」
と、「療養介護計画」とあるのは「就労
継続支援A型計画」と、同項第2号中
「第28条第2項」とあるのは「第84
条において準用する第28条第2項」
と、同項第3号中「第30条第2項」と

あるのは「第84条において準用する第30条第2項」と、同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と、第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と、第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第45条から第49条まで, 第53条, 第71条, 第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は, 就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と, 第80条第1項中「第84条」とあるのは「第87条」と, 「就

項」とあるのは「第84条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第84条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第84条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第84条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第87条 第8条, 第9条, 第13条から第19条まで, 第24条から第26条まで, 第28条から第32条の2まで, 第34条, 第36条, 第37条, 第41条, 第43条, 第45条から第49条まで, 第53条, 第68条の2, 第71条, 第73条から第75条まで及び第80条から第82条までの規定は, 就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において, 第9条第2項第1号中「第17条第1項」とあるのは「第87条において準用する第17条第1項」と, 「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 同項第2号中「第28条第2項」とあるのは「第87条において準用する第28条第2項」と, 同項第3号中「第30条第2項」とあるのは「第87条において準用する第30条第2項」と, 同項第4号中「第32条第2項」とあるのは「第87条において準用する第32条第2項」と, 第16条第1項中「次条第1項」とあるのは「第87条において準用する次条第1項」と, 第17条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と, 第18条中「前条」とあるのは「第87条において準用する前条」と, 第80条第1項中「第84条」とあるのは「第8

「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

付 則

(規模に関する経過措置等)

第 3 条 略

2 法第 5 条第 2 5 項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）のうち平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に障害福祉サービス事業を開始したものにおける第 3 7 条（第 5 5 条、第 6 9 条及び第 8 7 条において準用する場合を含む。）及び第 5 7 条第 1 項並びに第 8 8 条第 4 項の適用については、「離島その他の地域であって市長が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とする。

付 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 0 4 号）附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。

「就労継続支援 A 型計画」とあるのは「就労継続支援 B 型計画」と読み替えるものとする。

付 則

(規模に関する経過措置等)

第 3 条 略

2 法第 5 条第 2 8 項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 2 条第 1 号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第 1 8 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）のうち平成 2 0 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日までの間に障害福祉サービス事業を開始したものにおける第 3 7 条（第 5 5 条、第 6 9 条及び第 8 7 条において準用する場合を含む。）及び第 5 7 条第 1 項並びに第 8 8 条第 4 項の適用については、「離島その他の地域であって市長が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして市長が認める地域」とする。